

<興行場施設 構造設備>

床	適当な防湿方法が施されていること（野外、仮設は適用外）	市条例2条1号
換気	適当な数の窓又は機械式換気装置を設けること（野外、仮設は適用外）	市条例2条2号
照明	観覧場、ロビー、休憩室、廊下、階段及び便所の床面において150ルクス以上であること（野外、仮設は適用外）	市条例2条3号
	映写又は演技中の客席の床面において0.2ルクス以上であること（野外、仮設は適用外）	市条例2条3号
喫煙所	適当な喫煙所を設けること （全面禁煙の場合、利用者に周知するような措置をとること）	市条例2条4号
	観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨の表示をすること	市条例2条4号
	喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること（野外は適用外）	市条例2条4号
	専用の換気設備を設けること（野外は適用外）	市条例2条4号
便所	設置場所は場内であること （興行場を他の用途の建築物内に設置する場合又は複数の興行場を同一階に設置する場合であって、当該興行場に近接する便所を共用することができるときは、この限りでない）	市条例2条5号
	男性用及び女性用をそれぞれ設けること	市条例2条5号
	水洗便所であること （下水道その他これに類する施設がない場合には、改良便槽のくみ取便所とすることができる）	市条例2条5号
	床面及び床面から少なくとも1mまでの内壁は、不浸透性材料を用いて造られ、清掃を容易に行うことができる構造であること	市条例2条5号
	適当な換気装置又は窓を設けること	市条例2条5号
	清浄な水を供給することができる適当な数の流水式給水栓を有する手洗い設備及び消毒設備を設けること	市条例2条5号
	適当な数の便器を設けること（計算式あり）（野外、仮設は適用外）	市条例2条5号